

### 学校感染症による出席停止について（お知らせ）

学校保健安全法により指定された感染症に罹患した場合、他の生徒に感染する可能性のある期間は登校できません。出席停止期間（登校してよいと思われる日）については、下記の基準をめやすに主治医と相談のうえ指示を受けてください。この出席停止期間中は欠席とみなしません。

なお、登校する際は、下記の登校許可証明書を医師から証明していただき、学校へ提出してください。

#### 出席停止の期間の基準（抜粋）

- インフルエンザ …… 発熱した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) …… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
- 麻疹(はしか) …… 解熱後3日を経過するまで
- 風しん(三日ばしか) …… 発疹が消失するまで
- 水痘(水ぼうそう) …… すべての発疹が痂皮化するまで
- その他の感染症 …… 症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで

#### 主治医 様

ご多用のところお手数ですが、下記「登校許可証明書」にご記入いただき、生徒にお渡しください。

きりとりせん

### 登 校 許 可 証 明 書

新潟県立栃尾高等学校

年 組 番 生徒氏名

診 断 名

( )

診断年月日

平成 年 月 日

出席停止を必要とした期間

平成 年 月 日 から 年 月 日まで

上記の生徒は治癒し、他へ感染のおそれがないのため登校しても差し支えありません。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名